令和元年台風第19号災害による被災者の生活再建のための支援の概要

令和元年10月29日現在

被災時の住まい

自己所有の戸建て・マンション

被災（R1.10.12）

応急措置

生活再建へ

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊（準半壊）	一部損壊（10%未満）
応急修理する 原則 発災後1か月以内	最大59.5万円分	最大59.5万円分	最大59.5万円分	最大30万円分	最大30万円分
被災者生活再建支援制度（基礎支援金） 発災後13か月以内に申請	100万円（単身世帯75万円）	50万円（単身世帯37.5万円）	信州被災者生活再建支援制度 50万円（単身世帯37.5万円）	床上浸水が対象	床上浸水が対象
被災者生活再建支援制度（加算支援金）【再建方法に応じた支援】 発災後37か月以内に契約し申請	新たに住宅を建設・購入 200万円（単身世帯150万円） 元の住宅を補修 100万円（単身世帯75万円） 賃借（民間） 50万円（単身世帯37.5万円）				

※応急仮設住宅に入居した場合は応急修理の対象となりません

全壊でも修理して住み続ける場合は対象です

※市町村発注による応急修理（自ら発注する修理は対象外です）

（注１）やむをえない事情で解体しなければならなくなった場合は、**全壊と同様**に扱います
（・敷地修復のために解体せざるを得ない ・修繕費が著しく高額となる場合 等）

（注２）災害による危険な状態が継続し、長期避難となった場合は、**全壊と同様**に扱います

県・市町村共同による独自支援（県1/2・市町村1/2）

※ 公営住宅に入居している場合は、加算支援金の対象外です

床上浸水が対象

県による災害見舞金		市町村独自の見舞金
５万円	＋	５万円

県・市町村あわせて10万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（補修）する場合は、
- 賃借時に50万円（単身世帯は37.5万円）
- 建設・購入（補修）時に差額の150（50）万円（単身世帯は112.5（37.5）万円）

を支給します

詳しくは、長野県危機管理防災課 又は （TEL:026-235-7408）
飯山市役所（TEL:0269-62-3111）まで